

株式会社 ステップアウト 宿泊約款

【適用範囲】

第 1 条

- 1.弊社が管理する施設（以下「当施設」といいます。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、当施設の利用規則等によるものとします。この約款と当施設の利用規則等に齟齬がある場合は、各施設の利用規則等によるものとします。

【宿泊契約の申込み】

第 2 条

- 1.当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設へ申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 による。）
 - (4) 宿泊者の連絡先
 - (5) その他弊社が必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、弊社は、その申

し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第 3 条

宿泊契約は、インターネット上の予約システムにおいて、宿泊客が前条に基づいて

契約の申し込みをし、予約システムに当該情報が登録され、予約完了画面に予約番号が表示された
時点で成立するものとします。

【宿泊客の禁止事項等】

第 4 条

1. 宿泊客は、宿泊客以外を当施設に宿泊させ、宿泊契約上の地位を譲渡・転売し、または

当施設内の宿泊客専用施設を当施設の事前の同意なく宿泊客以外に利用させてはならないもの
とします。

2. 当施設は、宿泊予定日前の任意の日に、第 2 条に基づき申し出のあった連絡先に予約の確認その

他のご連絡をすることがあります。その場合、宿泊客は、当施設からの事前の連絡にやむを得ない事
情がない限り応答するものとします。

【宿泊契約締結の拒否】

第 5 条

弊社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款または当施設の利用規則等によらないとき。
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規

定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係

者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

ニ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合

ホ 当施設のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合

ヘ 当施設または当施設スタッフに対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

5. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

6. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
7. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
8. 天災、設備、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
9. 条例の規定に反するとき。

【宿泊客の契約解除権】

第 6 条

1. 宿泊客は、弊社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 弊社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、団体（6 サイトまたは 30 名以上）での解除の場合は別表第 3 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 弊社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 6 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した 時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 第 2 項の違約金は、宿泊客が申込時に申告したクレジットカード情報に基づき、当該予約における宿泊客のチェックアウト予定日以降 に決済する方法によって支払うものとします。

【弊社の契約解除権】

第 7 条

1. 弊社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をす

るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

ニ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合

ホ 当施設のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合

ヘ 当施設または当施設スタッフに対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を
要求した場合

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動又は行為をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた
とき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他弊社が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

(8) 火災予防上・騒音防止上・他の宿泊客への迷惑行為防止上など当施設の利用ルールに従わないとき、施設管理者の指示に従わないとき。

(9) その他弊社が宿泊客による宿泊を不相当と認めるとき。

2.弊社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条

1.宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、パスポートのコピー、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他弊社が必要と認める事項 2 宿泊客が第 12 条に定める料金の支払いを、宿泊クーポン、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録

時にそれらを呈示していただきます。

【当施設の利用時間】

第 9 条

1.当施設利用時間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めると

おりとします。

(1) テントサイト施設宿泊利用の場合 午後 1 時から利用を終了する日の午後 11 時まで

(2) 建物や常設テント宿泊施設宿泊利用の場合 午後 2 時から利用を終了する日の午前 10

時まで

(3) 日帰り利用の場合 午前 10 時から午後 3 時まで

2.弊社は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この

場合には弊社の定めるところによる 追加料金を申し受けます。

【利用規則の遵守】

第 10 条

1.宿泊客は、当施設内においては、当施設の利用規則、その他弊社が定めて場内或いは館内に掲示

した利用規則

に従っていただきます。

【営業時間】

第 11 条

1.当施設の営業時間は原則として次のとおりとします。詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の
掲示、客室内 のサービスディレクトリ等で御案内いたします。

(1) 出入り口の門限 午前 8 時（開場）～午後 8 時（閉場）

(2) 管理棟 午前 8 時～午後 7 時 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時
に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第 12 条

1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2.前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客が申込時に申告したクレジットカード情報に基づき、宿泊客
がチェックアウトをした時以降に、弊社が決済手続を行うことにより完了するものとします。

3.前項の規定にかかわらず、前項の支払方法が利用できなかった場合で、弊社が認めたときは、第 1
項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は 弊社が認めた宿泊クーポン、クレジットカード等これに代わり
得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は弊社が請求した時、フロントにおいて行っていただきま
す。

4.弊社が宿泊客に客室・サイトを提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった
場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【カード決済】

第 13 条

1.宿泊客は、弊社に対し、申し込み時に「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を
弊社所定の方法により通知するものとします。

【弊社の責任】

第 14 条

1.弊社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により
宿泊客に損害を与えたときは、その直接かつ現実に生じた通常の範囲の損害を賠償します。ただし、
それが弊社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.弊社は、消防機関から適合通知書を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、傷害保険
等に参加しております。

【契約した客室・サイトの提供ができないときの取扱い】

第 15 条

1.弊社は、宿泊客に契約した客室・サイトを提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同

一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2.弊社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料

を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについ

て、弊社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

第 16 条

1.弊社は原則として物品又は現金並びに貴重品の受託サービスを行いません。

2.前項の規定にかかわらず、弊社が受託サービスを提供する場合で、宿泊客が当施設にお預けになった

物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力であ

る場合を除き、弊社は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品等の高価品については、弊

社がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、弊社に故

意又は重大な過失がある場合を除き、弊社は 1 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

3.宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の

損害が生じても弊社の故意又は過失がない限り、弊社は責任を負いかねます。ただし、宿泊客から

あらかじめ種類及び価額の明告のなかった高価品については、弊社に故意又 は重大な過失がある

場合を除き、1 0 万円を限度として弊社はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第 17 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に弊社が了解したときに

限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設内に置き忘れられていた場

合において、その所有者が判明したときは、弊社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を

求めるものとし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日以

内に最寄りの警察署に届け、飲食物、衛生環境を損なう物については発見日の翌日に廃棄します。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての弊社の責任は、第 1 項の場

合にあっては前条第 2 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 3 項の規定に準じるものとします。

【駐車の実施】

第 18 条

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわら

ず、弊社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ん。

【宿泊客の責任】

第 19 条

1. 宿泊客の故意又は過失により弊社が損害を被ったときは、当該宿泊客は弊社に対し、その損害を賠償していただきます。

【分離可能性】

第 20 条

1. この約款その他の利用規則等の一部が法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除く規定の有効性に影響を与えないものとします。
2. この約款その他の利用規則等の一部が、ある宿泊客との関係で無効とされ又は取り消された場合でも、当該宿泊客を除く宿泊客との関係における有効性に影響を与えないものとします。

【準拠法】

第 21 条

1. この約款その他の利用規則等の有効性、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

【本約款の変更】

第 2 2 条

1.弊社は、民法第 548 条の 4 の規定により本約款の変更をすることができます。本約款を
変更する場合、弊社はその 2 か月以上前に弊社の本店及び支店並びに弊社のウェブサイ
トにて本規約を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を告知
します。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1)基本宿泊料（建物料金・サイト料金・常設テント料金）
		(2)ペット料金
	その他料金	(1)追加料金（人数追加等）、レンタル品料金
		(2)食材料金、物販商品料金、イベント参加料他
	税金	(1)消費税
		(2)宿泊税

※上記は弊社の変動制料金体系に基づく。

《備考》

1.基本宿泊料・その他料金については弊社ホームページ上の予約システムに掲示する料金によります。

2. 宿泊料にかかる子どもについては 4 歳以上を 1 人として宿泊人数にカウントします。

3. 税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

宿泊予約 キャンセル	当日 または無連絡	前日	2 日前	3 日前	4 日前	5 日前	6 日前	7 日前
	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

※午前 0:00 を起点とする

※食事付きプラン等、事前に発注が必要なプランは上記と異なる場合がある。

食材予約	3 日前から	7 日前から 4 日前
キャンセル	100%	50%

(注) %は、基本宿泊料（税抜）、或いは食材料金（税抜）に対する違約金の比率です。

別表第 3 違約金(第 6 条第 2 項関係)【団体（6 サイトまたは 30 名以上）】

◆貸切団体（一部エリア貸切または全体貸切）

宿泊予約	20 日前～	30 日～	2 ヶ月～	3 ヶ月～	3 ヶ月同日の
------	--------	-------	-------	-------	---------

キャンセル	当日(不泊)	21 日前まで	1 ヶ月前まで	2 ヶ月前まで	前日まで
	100%	50%	30%	10%	無料

◆一般団体（6 サイトまたは 30 名以上）

宿泊予約	2 日前～	14 日～	21 日～	1 ヶ月～	1 ヶ月同日の
（全体）	当日(不泊)	3 日前まで	15 日前まで	22 日前まで	前日まで
キャンセル	100%	50%	30%	10%	無料

宿泊予約	2 日前～	7 日～	14 日～	21 日～	22 日前まで
（一部）	当日(不泊)	3 日前まで	8 日前まで	15 日前まで	
キャンセル	100%	50%	30%	10%	無料

（注）％は、基本宿泊料（税抜）に対する違約金の比率です。